令和3年度 認可外保育施設講習会

東京都福祉保健局
少子社会対策部保育支援課

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について

▶児童福祉法第59条に基づく立入調査の結果、 国の「認可外保育施設指導監督基準」の項目を 全て(口頭指摘を含む)満たしている施設に対 し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨 の証明書」(以下「証明書」という。)を交付 しています。



証明書対象施設について

▶ 証明書を受けることができる施設は、児童福祉法第59条の2第1項の規定により都道府県知事等への届出が義務付けられた施設(顧客、親族の乳幼児のみを預かる施設は対象外)です。

施設種別	証明書 交付対象	備考
以下のどの施設にも該当しない施設	0	
ベビーホテル	0	
事業所内保育施設(企業主導型保育事業以外)	0	
院内保育施設	0	
企業主導型保育事業	0	
居宅訪問型保育事業	0	
店舗等において顧客の乳幼児を対象とした 一時預かり施設 (例)自動車教習所、スポーツ施設、歯医者等 の一時預かり施設	Δ	顧客の乳幼児以外の乳幼児を受け入れている場合は証明書交付対象
臨時に設置された施設	×	
親族間の預かり合い	×	

「証明書」の効果

▶ 都道府県知事等から証明書を交付された施設 については、その利用料(保育料等)に係る消費税が非課税となります。



保育料補助制度について

- ▶ 区市町村によっては、証明書が交付されている施設を利用している保護者に対し保育料補助を行っている場合があります。詳しくは区市町村にお問い合わせください。
- ▶ 証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合や施設を移転した場合は、原則として証明書の返還を求めます。

認可外保育施設に対する指導監督要網改正の概要

- ▶改正理由児童福祉法施行規則及び国の認可外保育施設指導監督基準の 改正
- ▶施行年月日令和3年6月22日(適用年月日:令和3年5月1日、②については、令和3年6月1日)
- ▶主な改正箇所
- ①指導監督要綱第11条(2)事業の停止又は施設の閉鎖命令
- ② 指導監督基準6(1)衛生管理の状況
- ③ 指導監督基準8 (1) 施設及びサービスに関する内容の掲示

(指導監督要綱 第11条) 事業の停止命令又は施設の閉鎖命令

▶ (2) 認可外保育施設について、乳幼児の生命 身体に著しい影響を与えるなど、社会通念 上著しく悪質な違反があった場合

(指導監督基準6)

給食 (1)衛生管理の状況

▶ 給食の届出だついて、下記のとおり変更となりました。

【1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設】

- ✓集団給食(1回20食程度未満の場合を除く。)の取扱いを開始する前に、管轄の保健所へ食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく届出をする必要がある(調理業務を委託する場合、飲食店営業の許可が必要となる場合がある。)
- ※食品衛生法の一部改正(令和3年6月1日施行)
- ※食品製造業等取締条例は廃止となりました。

【参考】

「新たな営業許可・営業届出制度について」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/pamphlet2/pamphlet_kaisei.html

(指導監督基準8) 利用者への情報提供 (1)施設及びサービスに関する内容の掲示

- ▶ これまでの掲示事項に加え、下記事項が追加されました。
 - ✓設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を 受けたか否かの別(受けたことがある場合には、 その命令の内容を含む。)
 - ※掲示の記載内容については、令和3年6月下旬に(メールまたは郵送にて)送付した資料(施設及びサービスに関する掲示例)を参考に記載してください。

- ▶改正後の全文については、東京都福祉保健局 少子社会対策部保育支援課のホームページに掲載しています。
- https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/shidoukantoku-kijun/index.html

巡回指導について(1)

- ▶ 東京都では、平成28年度における「待機児童解消に向けた緊急対策」において、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童と保護者の安全・安心を確保するため、「巡回指導チーム」の編成により指導体制を強化することとし、平成29年3月から巡回指導を開始しています。
- ▶ 巡回指導は、届出内容や保育内容等のうち、職員配置、食事や午睡時の保育、衛生面等を中心に指導・助言しています。また、巡回指導の結果については、立入調査等に活用しています。

巡回指導について(2)

- ▶主な指導・助言事項
 - ✓構造設備等に危険な箇所がある(物の落下防止策 の不備等)
 - ✓調理・調乳担当者の健康チェックが不十分
 - ✓保育室や調理室及び便所等設備、寝具や遊具の衛生の確保が不十分
 - ✓施設及びサービスに関する内容の見やすい場所へ の掲示が不十分
 - ✓乳幼児突然死症候群への配慮が不十分(睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか)

13

事故報告について

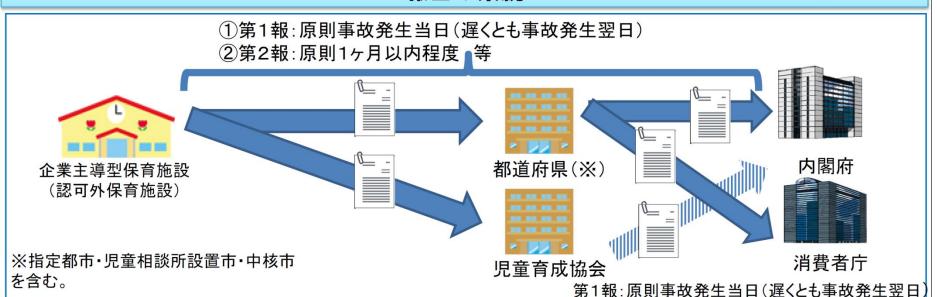
- ▶ 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第1 23号)が施行されたことに伴い、認可外保育施設については、事故の発 生及び再発防止に関する努力義務や、事故が発生した場合における都道府 県への報告が義務化されました。
 - ✓ 下記の事案が発生した場合は、発生当日(遅くとも翌日)に東京都に報告してください。
- ▶ 報告の対象となる重大事故の範囲
 - 死亡事故
 - 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等 ※意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不 明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告す ること。

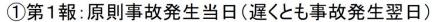
(報告様式は下記ページに掲載されています。)

- <a href="https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/todoke-hokoku/n
- ▶ 報告先東京都福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課民間保育援助担当 電話03-5320-4131

報告の系統

【別紙5-3】





②第2報:原則1ヶ月以内程度 等



都道府県(※2)



厚生労働省

※1認可外の居宅訪問型保育事業者を含む。

(企業主導型ベビーシッター等利用支援事業の実施事業者は、併せて全国保育サービス協会に報告すること。

※2指定都市・児童相談所設置市・中核市

を含む。

第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

消費者庁

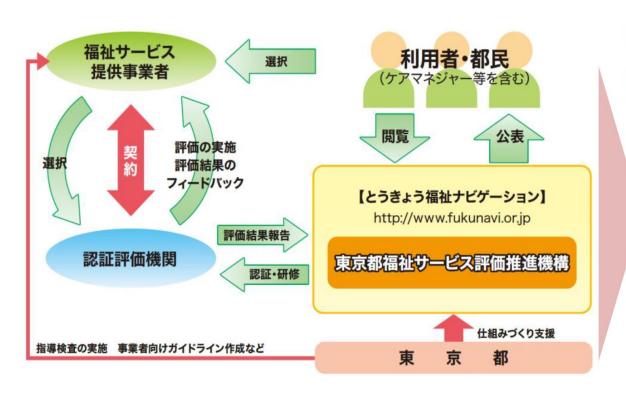
15

福祉サービス第三者評価について(1)

- ▶第三者評価の目的
 - ✓ 第三者評価とは、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。
 - ✓認可外保育施設については、平成30年4月から 評価対象となりました。

福祉サービス第三者評価について(2)

▶福祉サービス第三者評価の概要







福祉サービス第三者評価について(3)

▶第三者評価制度に関する問い合わせ先東京都福祉サービス評価推進機構 (公益財団法人東京都福祉保健財団福祉情報部評価支援室)TEL 03-3344-8515